

令和 7 年 12 月 15 日提出（第 2 次追加）

# 令和 7 年 12 月 定例 県議会付議案

鳥 取 県



# 令和7年12月定例県議会付議案

## 目 次

議案第18号	令和7年度鳥取県一般会計補正予算（第8号）	1
議案第19号	鳥取県基金条例の一部を改正する条例	15
議案第20号	職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に 関する条例の一部を改正する条例	19
議案第21号	鳥取県教育委員会委員の任命について	27
議案第22号	鳥取県収用委員会委員の任命について	29



# 一般会計



## 議案第18号

### 令和7年度鳥取県一般会計補正予算（第8号）

令和7年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,000,442千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ424,300,609千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表地方債補正」による。

令和7年12月15日提出

鳥取県知事 平井伸治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 地 方 交 付 税		千円 145,762,817	千円 6,290,000	千円 152,052,817
	1 地 方 交 付 税	145,762,817	6,290,000	152,052,817
7 分担金及び負担金		663,526	269,965	933,491
	1 分 担 金	59,415	15,900	75,315
	2 負 担 金	604,111	254,065	858,176
9 国 庫 支 出 金		62,407,702	26,614,197	89,021,899
	2 国 庫 補 助 金	43,602,573	26,614,197	70,216,770
14 諸 収 入		6,483,675	143,280	6,626,955
	5 受 託 事 業 収 入	1,015,954	13,875	1,029,829
	7 雜 入	2,738,061	129,405	2,867,466
15 県 債		30,993,000	11,683,000	42,676,000
	1 県 債	30,993,000	11,683,000	42,676,000
歳 入 合 計		379,300,167	45,000,442	424,300,609

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 38,046,990	千円 2,238,582	千円 40,285,572
	1 総 務 管 理 費	16,092,046	2,118,200	18,210,246
	2 企 画 費	13,988,015	30,600	14,018,615
	6 防 災 費	2,585,473	89,782	2,675,255
3 民 生 費		56,763,450	2,969,285	59,732,735
	1 社 会 福 祉 費	42,101,377	2,579,437	44,680,814
	2 児 童 福 祉 費	14,231,395	389,848	14,621,243
4 衛 生 費		18,652,542	3,328,528	21,981,070
	2 環 境 衛 生 費	4,428,988	853,700	5,282,688
	4 医 薬 費	9,354,715	2,474,828	11,829,543
6 農 林 水 産 業 費		28,596,280	5,370,580	33,966,860
	1 農 業 費	6,381,576	285,258	6,666,834
	2 畜 産 業 費	3,314,695	31,086	3,345,781
	3 農 地 費	7,467,315	2,213,456	9,680,771
	4 林 業 費	7,480,303	2,245,630	9,725,933
	5 水 産 業 費	3,952,391	595,150	4,547,541
7 商 工 費		12,716,156	9,438,825	22,154,981
	1 商 業 費	5,011,364	5,651,605	10,662,969
	2 工 鉱 業 費	5,015,499	3,787,220	8,802,719
8 土 木 費		50,507,208	19,678,489	70,185,697

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 道 路 橋 り よ う 費	千円 25, 531, 583	千円 12, 242, 115	千円 37, 773, 698
	3 河 川 海 岸 費	12, 881, 394	6, 833, 524	19, 714, 918
	4 港 湾 費	5, 103, 787	257, 850	5, 361, 637
	5 都 市 計 画 費	2, 684, 112	345, 000	3, 029, 112
10 教 育 費		64, 081, 020	1, 976, 153	66, 057, 173
	1 教 育 総 務 費	10, 746, 087	1, 909, 896	12, 655, 983
	5 特 別 支 援 学 校 費	6, 526, 879	59, 757	6, 586, 636
	7 保 健 体 育 費	951, 861	6, 500	958, 361
歳 出 合 計		379, 300, 167	45, 000, 442	424, 300, 609

第2表 繼続費補正

変 更

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
6 農林水産業費	5 水産業費	特定漁港漁場整備事業費	千円 19,198,672	千円 28	千円 2,840,000	千円 19,198,672	千円 28	千円 2,840,000

第3表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	6 防災費	放射線防護対策事業費 (エアシェルター整備)	千円 89,782
3 民生費	1 社会福祉費	介護テクノロジー導入支援事業費	385,213
		介護職員処遇改善支援事業費	1,102,000
		介護事業所等に対するサービス継続支援事業費	132,120
		介護保険施設等に対する食料費等支援事業費	107,120
		障がい福祉職員処遇改善支援事業費	176,985
		鳥取県障がい福祉分野におけるロボット・ICT導入支援事業費	22,350
4 衛生費	2 環境衛生費	障がい福祉職員処遇改善支援事業費(障がい児福祉施設)	26,261
		LPGガス料金高騰対策支援事業費	318,500
		鳥取県LED照明器具買換え応援事業費	250,000
		国立公園満喫プロジェクト等推進事業費(国補正)	60,000
6 農林水産業費	1 農業費	自然公園等魅力向上事業費(国補正)	225,200
		原油高対応省エネ農業機械・施設等導入支援事業費	21,000
		担い手確保・経営強化支援事業費	60,000
		農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業費	21,850
		产地生産基盤パワーアップ事業費	21,000
		鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業費	152,515
		ハウス強靭化による施設園芸加速化対策事業費	3,893
		肥料価格高騰対策事業費	5,000

款	項	事業名	金額
3 農 地 費	國 土 調 査 事 業 費 ( 国 補 正 )	64,638	千円
	農 業 集 落 排 水 事 業 費 ( 国 補 正 )	31,730	
	經 営 体 育 成 基 盤 整 備 事 業 費 ( 国 補 正 )	800,000	
	農 地 集 積 加 速 化 農 地 整 備 事 業 費 (国補正)	46,000	
	縣 営 畑 地 帯 総 合 整 備 事 業 費 ( 国 補 正 )	96,000	
	縣 営 農 業 水 利 施 設 設 保 全 合 理 化 事 業 費 (国補正)	40,000	
	基 幹 水 利 施 設 更 新 事 業 費 ( 機 械 設 備 (国補正) )	30,000	
	農 業 体 質 強 化 基 盤 整 備 促 進 支 援 事 業 費 (国補正)	55,776	
	團 体 営 水 利 施 設 等 保 全 高 度 化 事 業 費 (国補正)	174,976	
	農 道 保 全 対 策 事 業 費 ( 国 補 正 )	20,500	
	補 助 事 務 費 ( 農 林 土 地 改 良 (国補正) )	60,583	
	縣 営 農 地 防 災 事 業 調 査 費 ( 国 補 正 )	43,000	
	縣 営 地 域 た め 池 総 合 整 備 事 業 費 (国補正)	323,600	
	縣 営 農 業 用 河 川 工 作 物 応 急 対 策 事 業 費 (国補正)	208,300	
4 林 業 費	縣 営 た ん 水 防 除 事 業 費 ( 国 補 正 )	39,770	
	補 助 事 務 費 ( 農 地 防 災 事 業 費 (国補正) )	28,583	
	森 林 の 集 約 化 モ デ ル 地 域 実 証 事 業 費	55,000	
	き の こ 王 国 と つ と り シ ェ ア 拡 大 推 進 事 業 費	92,922	
	省 工 ネ 林 業 機 械 等 導 入 支 援 事 業 費	60,000	
	特 用 林 产 生 产 资 材 価 格 高 騰 支 援 事 業 費	5,633	
	木 材 产 業 国 际 竞 争 力 强 化 对 策 事 業 費	765,364	
	特 定 母 樹 等 早 期 供 給 体 制 構 築 事 業 費	63,280	

款	項	事業名	金額
4 環境・自然保全費		花粉の少ない森林への転換促進事業費	千円 20,000
		造林事業費（国補正）	733,942
		森林環境保全整備 林道事業費（国補正）	20,480
		治山事業費 (保安林改良(国補正))	4,500
		治山事業費 (県土(国補正))	463,500
		補助事務費 (治山費(国補正))	23,175
	5 水産業費	漁業者物価高騰対策事業費 (漁業経営体 ステップアップ事業)	5,000
		水産業競争力強化 緊急施設整備事業費	144,600
		水産物供給基盤機能保全事業費 (国補正)	194,950
		漁港機能増進事業費 (国補正)	149,000
		補助事務費 (漁港建設費(国補正))	11,600
7 商工費	1 商業費	地域の未来を創る賃上げ・ 価格適正化推進事業費	2,000,000
		米国関税対策支援事業費	100,000
		物価高騰に伴う運送能力向上・ 安定化緊急対策事業費	23,500
		鳥取県米国関税政策対応 サプライチェーン再構築等 緊急対策補助金	50,000
	2 工鉱業費	特別高圧電力料金 高騰対策支援事業費	200,000
		県産日本酒緊急支援事業費	25,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路メンテナンス事業費 (国補正)	466,900
		無電柱化推進事業費 (国補正)	148,000
		土砂災害対策道路事業費 (国補正)	82,000
		防災・安全交付金事業費 (補修(国補正))	1,305,000
		防災・安全交付金事業費 (災害防除(国補正))	461,000

款	項	事業名	金額
		防災・安全交付金事業費 (雪寒(国補正))	千円 211,600
		防災・安全交付金事業費 (除雪機械(国補正))	480,000
		防災・安全交付金事業費 (橋梁補強(国補正))	250,000
		通学路安全対策事業費 (国補正)	155,000
		防災・安全交付金事業費 (交通安全(国補正))	78,000
		補助事務費 (道路橋りょう維持費 (国補正))	169,330
		地域高規格道路整備事業費 (国補正)	500,000
		I C アクセス道路整備事業費 (国補正)	1,400,000
		社会资本整備総合交付金事業費 (広域連携(道路) (国補正))	37,000
		社会资本整備総合交付金事業費 (国道・県道(国補正))	830,000
		防災・安全交付金事業費 (国道・県道(国補正))	2,027,000
		補助事務費 (道路橋りょう新設改良費 (国補正))	239,700
3 河川海岸費		防災・安全交付金事業費 (河川改修(国補正))	952,000
		ダムメンテナンス事業費 (国補正)	112,000
		大規模特定河川事業費 (国補正)	1,696,000
		河川メンテナンス事業費 (国補正)	159,000
		補助事務費 (河川改良費(国補正))	145,969
		防災・安全交付金事業費 (通常砂防事業(国補正))	342,000
		防災・安全交付金事業費 (火山砂防事業(国補正))	45,837
		防災・安全交付金事業費 (急傾斜地崩壊対策事業 (国補正))	982,264
		防災・安全交付金事業費 (砂防事業(砂防・急傾斜 基礎調査)(国補正))	234,000
		防災・安全交付金事業費 (土砂・洪水氾濫対策事業 (国補正))	50,000

款	項	事業名	金額
		防災・安全交付金事業費 (情報基盤整備事業 (国補正))	千円 72,000
		大規模特定砂防等事業費 (通常砂防事業(国補正))	113,000
		大規模特定砂防等事業費 (火山砂防事業(国補正))	120,000
		事業間連携砂防等事業費 (通常砂防事業(国補正))	617,200
		事業間連携砂防等事業費 (火山砂防事業(国補正))	107,800
		砂防メンテナンス事業費 (国補正)	348,500
		補助事務費 (砂防費(国補正))	127,756
		防災・安全交付金事業費 (海岸(国補正))	90,000
		補助事務費 (海岸保全費(国補正))	4,700
		4 港湾費	港湾事業費 (補助(国補正))
		港湾事業費 (補助(国補正))	60,000
		海岸メンテナンス事業費 (港湾海岸(国補正))	90,000
		港湾メンテナンス事業費 (国補正)	42,000
		補助事務費 (港湾建設費(国補正))	9,600
		直轄港湾事業費負担金 (国補正)	56,250
	5 都市計画費	都市公園整備事業費(国補正)	345,000
	1 教育総務費	鳥取県義務教育諸学校 教育情報化推進基金造成事業費	50,000
		高等学校DX加速化推進事業費	43,000
		「とつとり学びのデザイン2.0」 プロジェクト事業費	16,896
		鳥取県県立高等学校 教育改革促進基金造成事業費	1,800,000
	5 特別支援学校費	特別支援学校環境整備事業費	59,757
		計	28,188,750

#### 第4表 債務負担行為補正

##### 追 加

事 項	期 間	限 度 額
県営畠地帯総合整備事業	令和8年度	千円 150,000
森林環境保全整備林道事業	令和8年度	190,000
技術調査費	令和8年度	45,000
防災・安全交付金 (災害防除)	令和8年度	114,000
防災・安全交付金 (雪寒)	令和8年度	115,000
防災・安全交付金 (除雪機械)	令和8年度	183,000
通学路安全対策事業	令和8年度	50,000
防災・安全交付金 (交通安全)	令和8年度	58,000
地域高規格道路整備事業	令和8年度	270,000
I C アクセス道路整備事業	令和8年度	1,840,000
社会資本整備総合交付金 (広域連携(道路))	令和8年度	37,000
防災・安全交付金 (国道・県道)	令和8年度	140,000
単県道路調査費	令和8年度	13,000
河川維持管理費	令和8年度	57,000
ダム管理費	令和8年度	42,080
樹木伐採・河道掘削等 緊急対策事業	令和8年度	40,000
ダムメンテナンス事業 (国補正)	令和8年度から 令和9年度まで	88,000
サンドリサイクル推進事業	令和8年度	174,000

事　　項	期　　間	限　度　額
防災・安全交付金 (海 岸)	令和8年度	千円 50,000
砂防維持修繕費	令和8年度	35,000
小規模砂防施設新設費	令和8年度	120,000
単県急傾斜地崩壊対策事業	令和8年度	40,000
砂防事業新規事業化調整費	令和8年度	10,000
漁港維持管理費	令和8年度	47,400
港湾維持管理費	令和8年度	216,200

第5表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
環境保全費	千円 1,247,000				千円 1,398,000			
土地改良費	334,000				758,000			
農地防災事業費	362,000				579,000			
造林費	226,000				505,000			
治山費	672,000				928,000			
漁港建設費	472,000				629,000			
道路橋りょう維持費	2,849,000				4,222,000			
道路橋りょう新設改良費	3,517,000				5,605,000			
河川改良費	1,820,000				3,412,000			
砂防費	2,607,000				3,992,000			
海岸保全費	289,000				338,000			
港湾建設費	616,000				738,000			
公園費	164,000				336,000			
直轄道路事業費	3,325,000				6,126,000			
直轄河川事業費	510,000				861,000			
直轄海岸保全事業費	116,000				169,000			
直轄砂防事業費	323,000				431,000			
直轄港湾事業費	102,000				158,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
特別支援学校費	千円 0				千円 49,000	証書借入れ 又は証券發行の方法により財政融資資金その他より借り入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10 % 以内 ( た だ し、利 率 見直し方 式で借り 入れる資 金につい て、利 率 見直し を行つた 後におい ては、當 該見直 後の利 率 )	借入年度から 1 年すえ置 き、じ後 29 年 度間に償還す るものとす る。ただし、 県財政その他 の都合により すえ置き及 び償還年限を短 縮又は延長し て起債し、あ るいはすえ置 き又は償還期 間中であつ ても償還年限を 短縮し、又は繰 上償還を行ひ、 償還をくは借換 えすることが できる。

ただし、各目的ごとの起債の額の合計は、歳入予算で定める県債の額を超えないものとする。

# 条例



## 議案第19号

### 鳥取県基金条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年12月15日提出

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正	後	改 正	前
別表第1 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)	別表第1 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)		

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理事由	処分事由
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略	略	略	略	当該基金の設置目的を達成するためには必要な経費の財源に充当する通信端末機器の整備その他額(2)(1)ほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て
33 烏取県義務教育諸学校	県内の公立の小学校、中学校、義務教育学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部における通信端末機器の整備その他額(2)(1)ほか、一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当するためには必要な経費の財源に定める額	当該基金の設置目的を達成するためには必要な経費の財源に充当する通信端末機器の整備その他額(2)(1)ほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するためには必要な経費の財源に充当するためには必要な経費の財源に定める額

34	鳥取県 物価高騰措置対応企 業支援基金	物価及び 米国の関税措置の影響を受けた ・米国関税措置対応企業支援基 金	一般会計 歳入歳出予算 に定められ、その事業継続及び経営の安定化を図ること。	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するためには必要な経費の財源に充当する。(2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て
35	鳥取県 県立高等	産業イノベーション人材の育成に資する事業その他高等学	一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成する。	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成する。

学校教育の改革を 先導する拠点となる県立高等学校 改革促進基金	予算に定める額	達成するためには必要な経費の財源に充当	成するためには必要な経費の財源に充当する  (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て と。  この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則

## 議案第20号

### 職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年12月15日提出

鳥取県知事 平井伸治

職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
---	---	---	---	---	---

<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p>	<p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(8の2)</u> 熊銃獵手当</p> <p>(9)～(24) 略</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9)～(24) 略</p>	<p>(乗船実習指導手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>(熊銃獵手当)</p> <p>第10条の2 熊銃獵手当は、職員が市町村の求めに応じて銃器を用いて熊を捕獲し、又は殺傷する作業に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき24,000円とする。</p>
--	--	---	--

(併給禁止)

第27条 略

2 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の支給を受けるときは、そ  
れぞれ同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。ただ  
し、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げる  
いづれかの特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に  
掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、当該同表の右欄に掲げ  
るいづれかの特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の  
左欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。

(併給禁止)

第27条 略

2 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の支給を受けるときは、そ  
れぞれ同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。ただ  
し、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げる  
いづれかの特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に  
掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、当該同表の右欄に掲げ  
るいづれかの特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の  
左欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。

熊銃獵手当	種雄牛馬等取扱手当（第11条第1項第2号 の業務に係るものに限る。）	と畜検査等業務 手当	防疫等業務手当（第4条第1項第3号の業 務に係るものに限る。）	防疫等業務手当（第4条第1項第3号の業 務に係るものに限る。）	有害物等取扱手当	略
-------	---------------------------------------	---------------	------------------------------------	------------------------------------	----------	---

略						
---	--	--	--	--	--	--

(警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年鳥取県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
			(特殊勤務手当の種類)	(特殊勤務手当の種類)	
第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。	第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。		(1)～(21) 略	(1)～(21) 略	
(22) <u>熊対応手当</u>			(緊急な呼び出し時ににおける特例)	(緊急な呼び出し時ににおける特例)	
			第22条 職員(管理又は監督の地位にある者のうち人事委員会が定めるものを除く。)が、正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し人事委員会が定める特別な事情の下で作業に従事した場合における第3条第1項、第5条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第16条第1項、第17条第1項又は前条第	第22条 職員(管理又は監督の地位にある者のうち人事委員会が定めるものを除く。)が、正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し人事委員会が定める特別な事情の下で作業に従事した場合における第3条第1項、第5条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第16条第1項、第17条第1項又は前条第	

<p>1項の手当の額は、それぞれ第3条第2項若しくは第3項、第5条第2項、第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項若しくは第3項、第16条第2項、第17条第2項又は前条第2項に定める額に勤務1回につき1,240円を加算した額とする。</p>
<p>(夜間特殊業務手当)</p>
<p>第22条 略</p>
<p>(海上警戒業務手当)</p>
<p>第23条 略</p>
<p>(水上警戒業務手当)</p>
<p>第24条 略</p>
<p>(防疫等業務手当)</p>
<p>第25条 略</p>
<p>(熊対応手当)</p>
<p>第25条 熊対応手当は、次に掲げる場合に支給する。</p>

(1) 職員が、熊による人の生命、身体又は財産に対する危害を防止するため、ライフル銃を用いて、これを捕獲し、又は殺傷する任務に係る作業に従事したとき。

(2) 職員が緊急銃獵（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条の2第2項に規定する緊急銃獵をいい、熊に係るものに限る。）に係る作業に従事したとき。

(3) 職員が警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条第1項の規定により關係者に対して命じた銃器を用いて熊を捕獲又は殺傷する措置に係る作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき5,200円とする。

（緊急な呼出し時における特例）

第26条 職員（管理又は監督の地位にある者のうち人事委員会が定めるものを除く。）が、正規の勤務時間以外の時間において、勤

務の時間帶その他に關し人事委員会が定める特別な事情の下で作業に従事した場合における第3条第1項、第5条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第16条第1項、第17条第1項、第21条第1項又は前条第1項の手当の額は、それぞれ第3条第2項若しくは第3項、第5条第2項、第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項若しくは第3項、第16条第2項、第17条第2項、第21条第2項又は前条第2項に定める額に勤務1回につき1,240円を加算した額とする。

(併給禁止)

第26条 略

(委任)

第27条 略

第28条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

そ の 他



## 議案第21号

### 鳥取県教育委員会委員の任命について

次の者を鳥取県教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、本議会の同意を求める。

令和7年12月15日提出

鳥取県知事 平 伸 治

藤 原 厚 子

(参考) 任期：令和7年12月23日～令和11年12月22日

## 議案第22号

### 鳥取県収用委員会委員の任命について

次の者を鳥取県収用委員会委員に任命したいので、土地収用法（昭和26年法律第219号）第52条第3項の規定により、本議会の同意を求める。

令和7年12月15日提出

鳥取県知事 平井伸治

浅野 真知子

(参考) 任期：令和7年12月28日～令和10年12月27日